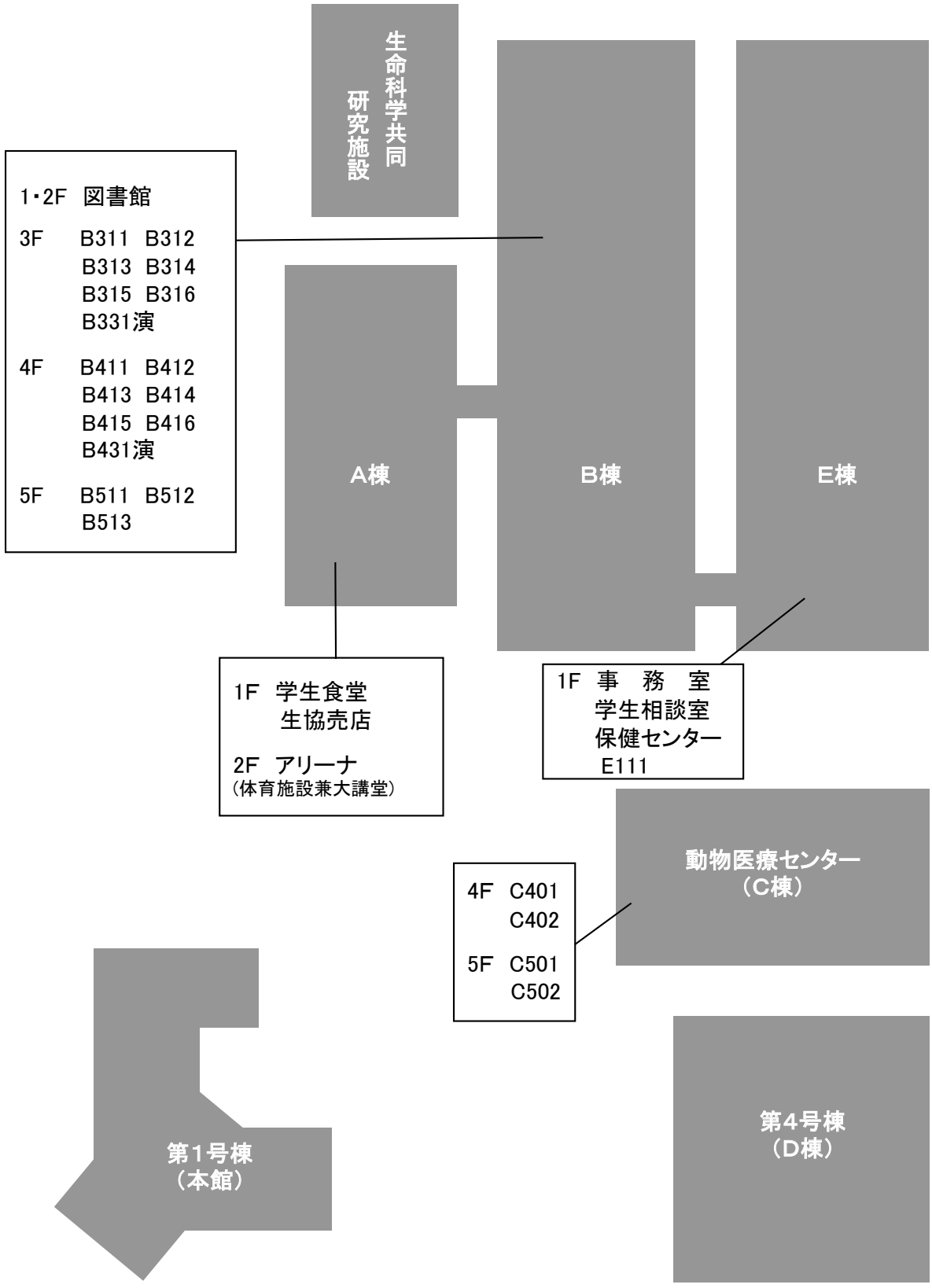
CAMPUS INFORMATION

（新入生向け冊子）

2025

NIPPON VETERINARY AND
LIFE SCIENCE UNIVERSITY

学 内 略 図


生命科学共同
研究施設
1・2F 図書館
3F B311 B312
B313 B314
B315 B316
B331演
4F B411 B412
B413 B414
B415 B416
B431演
5F B511 B512
B513
A棟
B棟
E棟
1F 学生食堂
生協売店
2F アリーナ
（体育施設兼大講堂）
1F 事 務 室
学生相談室
保健センター
E111
動物医療センター
（C棟）
4F C401
C402
5F C501
C502
第1号棟
（本館）
第4号棟
（D棟）

―入口（正門）―

諸手続きに関する業務

【担当部署】

教務課	講義・実習・試験の運営、成績管理、進級・卒業、大学院関係、国際交流、証明書の発行、福利厚生、クラブ活動、奨学金、健康相談、学生相談、就職、進学、資格取得等キャリアに関する相談・支援（P. 17）等
入試課	受験生募集と大学広報誌の作成、ホームページの管理運営 等
経理係（会計窓口）	学納金の納付に関すること、各種手数料支払 等
庶務課	郵便物、厚生福利施設利用申込、印刷機の貸し出し 等

※各窓口の場所は学内略図を参照してください。

【業務取扱時間】

月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日を除く）

８時 30 分～ 12 時 30 分

13 時 30 分～ 17 時 00 分

※12 時 30 分～ 13 時 30 分は、窓口は開けていますが、担当者不在により対応ができない場合があります。

※入学試験・学位記授与式など学事のある時及び年末年始等は休業となります。

各学部・学科名及び略称

【獣医学部】

獣医学科	「Ｖ」Veterinary Medicine〔獣医学〕
獣医保健看護学科	「Ｎ」Veterinary Nursing and Technology〔獣医保健看護学〕

【応用生命科学部】

動物科学科	「Ｚ」昔の英文名称「Zoo Technical College」に由来。 現在は Animal Science〔動物科学〕
食品科学科	「Ｆ」Food Science and Technology〔食品科学〕

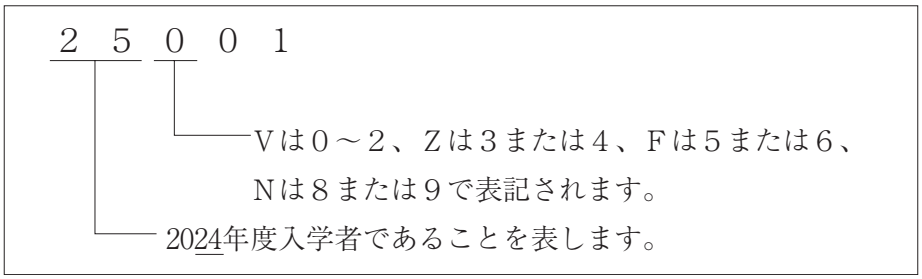
【学科・学年の略称】

獣医学科１年次は「**１Ｖ**」と呼ばれます。同様に獣医保健看護学科１年次は「**１Ｎ**」、動物科学科１年次は「**１Ｚ**」、食品科学科１年次は「**１Ｆ**」です。２年次に進級すれば、それぞれ「**２Ｖ**」、「**２Ｎ**」、「**２Ｚ**」、「**２Ｆ**」となります。この略称は頻繁に使用されます。

学籍番号とクラス

【学籍番号】

学籍番号は、入学と同時に本学に籍があることを証明する５ケタの個人番号で学生証に記載されています。在学中に変更されることはありませんので正確に記憶しておいてください。



【クラス分け】

語学の授業や実習などの際、学年を複数のクラスに分けることがあります。クラス分けは原則として学籍番号によって行い、獣医学科は「Ｖ１」･「Ｖ２」、獣医保健看護学科は「Ｎ１」･「Ｎ２」、動物科学科は「Ｚ１」･「Ｚ２」、食品科学科は「Ｆ１」･「Ｆ２」などと、学科略称と数字等で表記します。クラス分けは年度毎に作成し、年度初めにお知らせしますので、必ず確認してください。所属クラスの変更はできません。

大学と皆さんとの連絡方法

【大学から皆さんへの連絡（日本獣医生命科学大学ポータル)】

大学から皆さんへの連絡は**日本獣医生命科学大学ポータル（以下大学ポータル）**により行います。大学ポータルは、学生個人 ID にてログインし、利用します。必ず毎日ログインしてお知らせを確認してください。お知らせを確認しなかったために「知らなかった」、「遅れてしまった」等は一切理由にはなりませんので注意してください。なお、重要な情報や緊急を要する情報は大学ホームページに掲載したり、電話連絡したりしますが、ごく一部にすぎません。**必ず大学ポータルを確認する習慣をつけてください。**

【皆さんから大学への連絡】

特に緊急を要する場合以外、大学への電話はしないでください。原則として大学ポータルにて確認するか、直接担当窓口へ来てください。また、大学宛に個人的な郵便物、宅配物等を送らないでください。**専任教職員・非常勤教員・本学学生の住所や電話番号等、個人情報に関わる事項の問い合わせには一切応じられません。**

学　　費

【学費の納入方法】

在学中の学費は、一年分を４月 15 日までに納入することを学則で定めています。なお、授業料と実習費については前期・後期の２期に分納することができます。後期分の納入期限は 10 月 15 日です。新入生で入学時に分納している場合は、７月上旬頃に保証人宛

に振込用紙を送付しますので、納入期限内に納入してください。また、２年次以降の振込用紙は、毎年４月１日頃に保証人宛に送付します。

【学費の未納】

納入期限内に学費を納入できない場合、単位認定不可、上級年次に進級不可（留年）、最悪の場合は退学となりますので注意してください。学費を期限内に納入できないおそれがある場合は、速やかに経理係（会計）窓口に連絡・相談してください。

大学からの配布物（主なもの）

【学生便覧】

入学時にのみ配布します。入学年度によって表紙の色が違います。卒業までに修得すべき科目や卒業要件単位、取得できる資格等が記載されており、大学生活を送るうえで最も大切な情報が記載されています。**卒業まで入学時に配布された学生便覧を使用しますので、大切に保管してください。**

【CAMPUS INFORMATION（新入生向け冊子）】

この冊子です。新入生が最低限、知っておくべき情報が記載されています。授業開始前までに必ず読んでください。

【CAMPUS（時間割、年間行事予定）】

毎年度、大学ポータルよりオンライン配信を行います。その年度の各学科学年の時間割（担当教員・場所）や年間行事予定が掲載されています。**特に年間行事予定を必ず確認し、授業期間、定期試験期間、夏季・冬季休業期間等各自確認し、１年間の流れを把握してください。**

その他状況に応じて適宜資料を配布します。配布された資料は必ず目を通し、理解しておいてください。

カリキュラム

各授業科目については、履修登録をして授業に出席し、試験を受けるなどして最終的に単位を修得＝単位認定となります。

【卒業要件単位】

学則に定められた卒業するために修得しなければならない単位数のことです。**１単位でも不足していると卒業できません。※学生便覧に記載しています。（入学時に配布したものに掲載されている内容を確認してください。）**

卒業の結果については２月下旬頃までに、大学ポータルにてお知らせしますが、留年の場合は保証人への留年通知をもってこれにかえます。

【進級要件】

卒業要件の他に、上級年次に進級するための要件が設定されています。定められた単位数（科目数）に１単位（１科目）でも満たないと留年となります。進級要件については、**年度初めのカリキュラムガイダンス及び CAMPUS に掲載の「履修細則」より確認してください（※留年経験者は、入学後、一度も留年せず進級したとした場合に、その学年に初めて在籍した際に配布される当該年度 CAMPUS に掲載の履修細則を確認すること）**。進級の結果については３月中旬に大学ポータルにてお知らせしますが、留年の場合は保証人への留年通知送付をもってこれにかえます。

【授業科目の区分①】

必修科目	卒業するために必ず全ての単位を修得しなければならない科目
選択科目	定められた科目の中から卒業要件単位数を修得しなければならない科目

【授業科目の区分②】

１単位＝ 45 時間（大学設置基準第 21 条）

講義　30 時間の授業と 60 時間の授業外学修で２単位とします。
　　原則として、講義室での座学の授業です。
演習　30 時間の授業と 15 時間の授業外学修で１単位とします。
実習　計 45 時間で１単位とします。　（学則第 19 条第２項）

【配当年次】

各科目は、配当学年・開講学期が学則に定められています。
※学生便覧に記載しています。選択科目において上級年次に定められている科目については履修できませんが、下級年次であれば履修することができます。

【科目間の連携】

講義の単位を取得していないとその実習を履修できないものや、「Ⅱを履修するものはⅠを修得しておくことが望ましい」科目もあるので注意してください。対象科目については、学則（学生便覧に記載）やシラバスにて確認してください。

【カリキュラムガイダンス】

前期と後期の授業開始前に「カリキュラムガイダンス」を行います。ガイダンスでは担任より、これまでに修得した単位の確認や新学期を迎えるにあたっての説明（履修登録、授業･実習などの説明、進級･卒業要件の確認等）を行います。また、大学より様々な配付物がありますので、**必ず出席のうえ、各種資料を受け取ってください。**

履修方法（履修登録）

【履修登録】

学生便覧やシラバス（講義要項）、授業時間割に基づいて各自１年間の履修計画を立て、前期と後期のはじめの指定された期間中に履修登録を行います。登録がない科目は、すべての授業に出席し、試験等を受けても成績評価対象にならず、単位は修得できません。

履修登録は、定められた期間内に各自のパソコン・スマートフォンより大学ポータルにログインをして行ってください。詳細はCAMPUS掲載の「履修登録要領」や大学ポータルからのお知らせを確認してください。

【履修登録単位数の上限】

本学では１年間の履修登録上限単位数を各学科で定めています。定められた単位数以上の履修登録をすることはできません。詳細はCAMPUS掲載の「履修細則」より確認をしてください（※留年経験者は、現在在籍する学年に初めて進級した年度のCAMPUS掲載の履修細則を確認すること）。

【履修登録の締切まで】

授業開始から履修登録締め切りまでの授業期間は、科目選択の期間といえますので、登録しようとする授業には必ず出席してください。もし履修を迷っている科目がある場合は、履修登録上限単位数を超えない範囲でその科目を履修として登録してください。なお、その科目の履修を取りやめたい場合は、必ず履修登録修正期間に取り消し手続きを行ってください。

【履修登録の確認】

履修登録期間終了後、大学ポータルにログインをして、履修希望科目が正確に登録されているかを確認してください。万一、誤りがある場合は、修正期間内に必ず修正手続きをしてください。この確認を怠り、誤った登録を放置すると、きちんと授業に出席をし、試験に合格をしても単位は認められず、GPAにも影響が生じます。

（GPAの詳細は、P. 6「日本獣医生命科学大学　GPAについて」を参照してください。）

【履修登録の修正】

履修登録をした科目の変更をしたい場合は、指定期間内に別途案内するマニュアルを確認して、修正操作を行ってください。

※履修登録科目とその成績は、各自のGPAに大きく影響します。 履修を取りやめたい科目は必ず指定期間内に取り消し修正を行い、実際に最後まで受講し、単位修得を目指す科目のみを登録している状態にすること。指定期間外の履修登録修正は一切できません。

※困ったときは、教務課まで問い合わせてください。

日本獣医生命科学大学　GPA について

GPA（Grade Point Average）とは、各学期終了時に算出される１単位あたりの成績の平均値を示す値であり、学修成果を客観的に判断する指標となります。このため、計画性のない過度な履修登録をして、途中で履修放棄などをするとGPAが下がることになります。

ただ単位を修得するだけでなく、学修計画（科目の選択および履修）の自己管理を行い、学修の目標を意識してGPAでその成果を客観的に把握できるように、各自で責任を持って履修してください。

【ポイント換算評価】

評価	点数	ポイント
秀	100 － 90 点	4
優	89 － 80 点	3
良	79 － 70 点	2
可	69 － 60 点	1
不可（欠）	59 点以下	0

≪重要≫

・進級には「GPA1.0 以上」が必要となります。最後まで確実に修得を目指す科目のみ履修登録を行ってください。

・当該年度の前期GPAが2.00以下の学生には、学年担任教員より、今後の履修・学修指導を行います。

【GPA 算定数式】

・・・各科目（単位数×ポイント）の合計÷総単位数（履修登録単位の総数）

【GPA 算定の対象科目】

各学科すべての開講科目

※対象外科目…教職課程科目､学芸員課程科目､認定科目（他大学で修得した科目など)、その他特殊開講科目

（科目名等詳細は大学ポータルよりお知らせします。）

【GPA の確認方法】

大学ポータルにて以下の方法で確認することができます。

大学ポータル「授業・成績」⇒「成績照会」⇒「GPA を見る」タブを選択

授業時間割

各学科共通で100分授業です。

1　限	8時40分～10時20分
2　限	10時30分～12時10分
昼休み	12時10分～13時00分
3　限	13時00分～14時40分
4　限	14時50分～16時30分
5　限	16時40分～18時20分

【各学科・学年の時間割及び授業場所】

講義室、実習室は科目ごとに異なりますので注意してください。各講義室、実習室の場所は学生便覧や本冊子に掲載されている学内略図等を参照してください。

授業の留意事項

【休講・補講】

休講とは、何らかの理由により授業が行われないことをいいます。補講は休講等に伴う授業の補習です。**休講・補講の情報は大学ポータルからお知らせします**ので、毎日確認してください。

【時間割の変更】

時間割は年度初めに配信するCAMPUSに掲載されていますが、その後、曜日・時限・講義室等の変更が発生する場合があります。その情報は大学ポータルからお知らせします。

【シラバス（講義要項)】

大学ポータルにて、当該講義の概要や各週の講義内容、使用テキスト、評価の方法などを掲載しています。履修計画に役立て、活用してください。

【オフィスアワー】

オフィスアワーとは、教員が学生の質問や訪問を受けるためにあらかじめ指定する時間帯のことを指します。大学ポータルから確認をして活用してください。

【学生ポートフォリオ】

学生ポートフォリオでは､成績やディプロマ･ポリシー達成度など自身の学修成果を視覚的に確認することができます｡課題スケジュールの管理機能とあわせて活用してください。

【教科書・参考書】

使用する教科書・参考書等については、シラバスまたは初回の各講義における担当教員の指示により購入してください。日本獣医生命科学大学生活協同組合（生協）でも販売しています。

【推奨する学修用パソコンおよび周辺機器等】

本学では、授業のレポート等作成やオンライン資料確認のために、学修用パソコンおよび周辺機器を以下のとおり推奨しています。学修に使用するメイン機器は、キーボードのあるノートパソコンやデスクトップパソコンを準備してください。

OS	Windows11
CPU	Core i5 もしくは Ryzen5 以上
メインメモリ	8GB 以上（ただし、16GB 以上がより望ましい）
ストレージ	256GB 以上、SSD 推奨（HDD でも可）
必要な機能や周辺機器	MicrosoftOffice（Word、Excel、PowerPoint)、ウイルス対策ソフト、WEB カメラ、無線 LAN（IEEE802.11（ac あるいは ax を推奨)）
あると便利な機能や周辺機器	有線 LAN 端子、プリンター

※個人の責任において、MacOS および Apple MacBook や iPad 等の利用も可能ですが、必ず Office を利用できる環境を整えてください。

授業の出欠

授業は毎回出席してください。遅刻、早退は厳禁です。特に実習は出席が前提となるため、１回でも休むと単位が修得できない可能性があります。また、学則上、３分の１以上欠席した学生は試験を受験できず、単位を修得できません。基本的に、授業の出欠の取り扱いについては、各授業の担当教員の判断によりますので、担当教員の指示を仰いでください。やむを得ず授業を欠席する際は、以下のとおり手続きしてください。

【欠席届・忌引届】

やむを得ず授業を欠席する（した）場合、欠席届・忌引届を教務課へ提出し、欠席連絡カードを受け取って、各担当教員へ提出します。提出方法は以下のとおりです。

・原則として事前に提出すること。

・事後になる場合は必ず次回当該授業日までに担当教員に提出できるよう手続きをすること。

・やむを得ず、最終授業日（定期試験日を含む）を過ぎてしまう場合は、オフィスアワー等を通じて担当教員に連絡すること。

なお、欠席連絡カードの提出によりその欠席をどのように扱うかは担当教員の判断に委ねられています。また、遅刻については、届け出はありませんので、担当教員に口頭で申告の上、指示を仰いでください。

【長期欠席届】

病気やけがなどの理由により、数週間～３ヶ月以内の間、休む場合に使用します。教務課窓口にて相談をしてください。

学外実習

【団体実習】

各学科のカリキュラムに合わせ、富士アニマルファームや学外施設への実習が計画されます。学科によっては必修の学外実習もありますので注意してください。通常は実施前にガイダンスが開催されますので、必ず出席して詳細を確認してください。

【個人実習】

夏季休業や冬季休業を利用して、個人的に学外施設での実習（牧場や個人動物病院、家畜衛生試験場など）を希望する場合には、**実習開始日の遅くとも２週間前までに、教務課窓口に必ず学外実習実施依頼書発行願を提出してください。**願出後、大学より実習先に、正式に実習実施の依頼文書（本学学長名での公文書）を送付します。

この手続きを怠ると、実習に参加できないばかりか、先方にも多大な迷惑をかけることになります。十分注意してください。

研究室・卒業論文

３年次になると原則各学科のいずれかの教室（研究室）に所属することになります。各教室の紹介が行われますので、それを参考に所属教室を選んでください。

卒業論文の作成については所属教室の指導教員の指導を必ず受けることになります。

試　　験

定期試験を実施するかどうかは科目によって決められます。定期試験期間外に試験を実施する科目や、試験を実施せずにレポートや平常点で評価する科目もあります。授業に出席し、確認してください。

【定期試験】

定期試験は前期科目については７月末、後期科目については１月末に行います。**定期試験は平常の授業と曜日・時限・教室が異なります。**当該試験の約２週間前に定期試験用の時間割を大学ポータルより連絡しますので、必ず確認してください。

【追試験】

やむを得ない理由により、定期試験を欠席した学生に対して、追試験を受験できる制度を設けています。該当者は教務課にて申請用紙を受け取り、申請期間内に必要書類を揃えて提出してください。

なお、実際に追試験を実施するか否かは担当教員が決定し、基本的に補講期間に実施します（申請しても実施されない場合があります）。

【申請期間（厳守）】

原則として定期試験前日までに提出すること。期限を過ぎてからの申請は認めません。

ただし、病気や災害、交通の遅延による欠席の場合、提出期限が考慮されることがありますので、必ず教務課まで連絡をしてください。

なお、全学休講日および入構制限を設けている日は、申請書の受取・提出は一切できませんので、注意してください。

【受取・提出先】

教務課（申請期間厳守）

対象者：以下のいずれかに該当する者

欠　席　理　由	必　要　書　類
病気	医師の診断書
交通機関の遅延	交通機関の遅延証明
親族の葬儀（３親等以内）	会葬礼状はがき（法事は不可）
就職試験（事後提出不可）	①日程通知書のコピー（就職試験としてその日時を企業等から指定されたことを示す書類） ②理由書（企業説明会やセミナーの場合は、開催案内とそれに必ず参加しなければならない理由を書くこと）
災害	警察署等の公的機関が発行する証明書
他大学（単位互換）科目の試験受験	協定校（亜細亜・東京女子・成蹊・武蔵野）の試験時間割のコピー

※注意事項※

追試験は、申請期間内に申請し許可された者に対してのみ行うものであり、基本的に補講期間中に実施します。個人的な理由や学外実習等で追試験受験を逃しても大学は一切責任を負いません。

【試験実施の時間帯】

各学科共通で 60 分で行います。

1　限　9 時 00 分～ 10 時 00 分
2　限　10 時 20 分～ 11 時 20 分
3　限　11 時 40 分～ 12 時 40 分
4　限　13 時 10 分～ 14 時 10 分
5　限　14 時 30 分～ 15 時 30 分
6　限　15 時 50 分～ 16 時 50 分

試験受験の際の注意

【学生証の携帯】

定期試験、追試験の際は必ず学生証を机上に提示しなければなりません。提示がない場合、受験はできません。学生証を忘れた場合は、教務課にて仮受験票を発行しますので、時間に余裕をもって申告してください。

【不正行為】

試験において、カンニング等不正行為を行った者は、**当該学期の履修科目のすべての科目を無効とし、停学１ヶ月以下の処分**となり、保証人にも通知されます。不正行為に該当する行為については、定期試験時間割と共に大学ポータルより連絡します。皆さんの将来に多大な影響を与えますので、**不正行為は絶対にしないこと。**

その他試験に関する注意事項については、定期試験時間割とともに大学ポータルより連絡しますので確認してください。

トラブル発生時の授業への対応

自然災害や交通機関の遅延が発生した際の試験や講義の運営については、以下のとおり適宜変更や延期を判断する場合があります。その場合に限り、大学ポータルや大学ホームページよりお知らせします。ただし、予定に近いかたちで実施するのが大原則となりますので、定期試験等受験の際は、最低でも 30 分から 1 時間前には大学に到着するなど、余裕をもって登校してください。

Ⅰ 対象地域に警報及び特別警報のいずれかが発令された場合、以下のとおりとする。

対象地域：東京都（23 区東部、23 区西部、多摩北部、多摩南部、多摩西部）のいずれか

警　　報：警報（洪水、大雪、暴風、暴風雪　※大雨、波浪、高潮を除く）
及び　特別警報

1．午前 5 時 00 分の時点で警報が出ていない場合は、通常授業を行う

2．午前 5 時 00 分の時点で警報が出ている場合は、午前中の授業については休講とし、

a）午前 9 時 00 分の時点で警報が解除されている場合は、午後は通常授業を行う

b）午前 9 時 00 分の時点で警報が解除されていない場合は、午後も休講とする

Ⅱ 1．午前 5 時 00 分の時点で中央線（東京～高尾）が運休している場合は、午前中の授業は休講とする

2．午前 9 時 00 分の時点で復旧していない場合は、午後も休講とする

授業の実施が可能と判断された後も、状況により休講とする場合があります。
また、課外活動等に関しても自粛をする等、安全確保に努めてください。

成績・単位認定

【成績評価】

成績は、試験・レポートなどに基づき評価します。修得した単位については、年度毎に成績証明書へ記載されます。成績評価は、以下の本学の成績評価基準に基づいて行われます。

成績評価基準

秀（S）	100 ～ 90
優（A）	89 ～ 80
良（B）	79 ～ 70
可（C）	69 ～ 60（60 点以上が合格）
不可	59 点以下（不可は成績証明書には記載されません。）
認（P）	認定（既修得単位認定単位、武蔵野地域 5 大学単位互換修得単位）

【成績確認期間（異議申立期間）】

成績の誤記入等、明らかな疑義がある場合、所定の手続きにより、公開された成績評

価に対して異議申立を行うことができます。

成績に疑問を持つ明確な根拠がある申請希望者は、指定の期間内に教務課にて手続きをしてください。

※具体的な理由や根拠がない申立や担当者に救済措置を求めるといった目的での申立は一切受け付けません。

成績確認期間や成績評価に対する異議申立に関する詳細については別途大学ポータルより連絡します。

【保証人への成績確認】

学期の初めに前の学期に修得した科目の単位と成績が掲載された「成績通知書」を保証人に送付します。ただし、この「成績通知書」は公的な証明書ではありません。公的な証明書が必要な場合は「成績証明書」を申請してください。なお、「成績証明書」には単位を修得した合格科目のみ掲載されます。

【再履修】

履修した科目が当該年度に不合格となった場合､単位を修得できません。その場合は、その単位の修得はあきらめるか、翌年改めて履修しなおすことになります。これを再履修といいます。ただし、再履修すると、進級した学年の配当科目と、時間割上科目が重複して、履修できない可能性が高くなりますので、極力配当年次に単位を修得できるよう心がけてください。なお、必修科目については、その科目を卒業までに必ず修得しなければなりませんので、必ず再履修をしてください。

単位についての特別な制度

【入学前の既修得科目の単位認定】

他大学に在籍したことがある者、または卒業した者を対象として、他大学等で修得した単位を本学の卒業要件となる単位として認定する制度があります。希望者は大学ポータルより詳細を通知しますので、所定の期間内（１年次の４月中）に教務課窓口へ来てください。なお、他大学等における成績証明書（入学、卒業または退学年月日がわかるもの）・シラバス（講義要項）等が必要となりますので、予め準備しておいてください。

【武蔵野地域五大学の単位互換制度】

本学は、「亜細亜大学」、「成蹊大学」、「東京女子大学」、「武蔵野大学」と単位互換協定を結んでおり、上記大学の開講科目を履修することが可能です。修得した単位の取り扱いについては、学科により異なりますので、詳細は学生便覧等を参照してください。履修履修申請方法は、年度初めに大学ポータルより通知します。なお、履修対象年次は２年次以上です。

【学科間の単位互換制度】

動物科学科と食品科学科の両学科において、双方の学科の開講科目を履修することが可能です。修得した単位の一部は卒業要件単位として認定され、２年次より履修可能です。詳細は、学生便覧等を参照してください。

各種資格（主なもの）

【教職課程（全学科対象）】

卒業後、中学校・高等学校の教員になるための教員免許状取得を目指す課程です。

・理科（中学・高等学校）　全学科の学生が履修できます。

・農業（高等学校）　　獣医保健看護学科を除く全学科の学生が履修できます。

教員免許状を取得するには、学科の卒業要件単位修得のほかに、教職課程科目の履修やその他様々な条件をクリアする必要があり、**入学初年度より綿密な準備が必要**です。**詳細は教職課程受講ガイダンスにて説明しますので、必ず出席してください。**また、学生便覧等で履修しなければならない科目を各自確認してください。

獣医学科・獣医保健看護学科は１年次の年度初め、動物科学科・食品科学科は２年次の年度初めに教職課程の受講登録を行います。それ以降の登録は一切できませんので、機会を逃さないようにしてください。

【学芸員課程（獣医保健看護学科、動物科学科、食品科学科対象）】

獣医保健看護学科・動物科学科、食品科学科では、卒業後博物館（動物園・水族館含む）等への勤務を希望する者のために、博物館法で定める学芸員となる資格が取得できるように学芸員課程を開設しています。詳細は、学生便覧を参照してください。受講希望者については１年次後期に募集します。

※実習等授業実施の都合上、受講人数に限りがあります。受講希望者が定員より多い場合、指定した方法で選抜を行うことがあります。

※学芸員課程と教職課程の両方を受講することはできません。

【食品衛生監視員・食品衛生管理者（全学科対象）】

本学獣医保健看護学科、動物科学科、食品科学科では、**卒業要件単位とは別に、所定の単位を修得すると食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格が取得できます。**修得すべき科目等の詳細は、学生便覧にて確認してください。選択科目でも、この資格を取得するためには必ず履修しなければならない科目が多数あります。ひとつでも不足すると資格は取得できなくなりますので、毎年、確実に履修登録を行ってください。

なお、必要な所定の単位を全て修得すると、卒業時に「取得証明書」が交付されます。

※獣医学科では、6年間の課程を修めて卒業することにより、任用資格が取得できます。

【家畜人工授精師（獣医学科、動物科学科対象）】

獣 医 学 科：獣医師国家試験に合格することで資格を得られます。

動物科学科：４年次に開催される講習会に参加することで、資格を得られます。
詳細は学科の教員に確認してください。

【獣医師国家試験（獣医学科対象）】

獣医学科学生が獣医師免許を取得するために受ける試験です。獣医学科で６年間学んでも、この国家試験に合格しなければ獣医師になることはできません。

【獣医学共用試験 vetCBT/vetOSCE（獣医学科対象）】

獣医学教育制度により、全国の獣医師養成大学では、学生が動物の診療行為に参加する『参加型臨床実習』を導入し、獣医学共用試験（vetCBT/vetOSCE）を実施します。獣医学共用試験は、獣医師資格のない学生が診療行為に参加する上で必要最低限の知識・技能・態度の到達を公平かつ厳正に評価し、その質を動物の所有者（飼育者）と社会に保証するために実施するものです。

【愛玩動物看護師国家試験（獣医保健看護学科対象）】

獣医保健看護学科学生が愛玩動物看護師資格を取得するために受ける試験です。愛玩動物看護師国家試験に合格し、登録を行うことで、愛玩動物看護師になることができます。

証　明　書

【教務課取り扱いの主な証明書】

・在学証明書　　本学の学生として在籍していることを証明する。
・成績証明書　　個人の修得単位及び成績を証明する。
・卒業証明書　　本学を卒業したことを証明する。卒業後に発行可能。
・卒業見込証明書　卒業見込であることを証明する。最終年次になると発行可能。

【証明書の申請方法】

在学中はＥ棟１階学生ホールの証明書自動発行機にて即時発行します。発行メニューにない証明書や指定書式のある特殊な証明書の発行を希望する場合は、教務課窓口に来てください。発行料は一通あたり一律 300 円です。

休学願・退学願・復学願

休学、復学、退学を願い出るときは、まず学年担任教員と相談してください。その後、大学所定書式（保証人連署・押印）による願出を教務課へ提出するなど、所定の手続きが必要です。

・休学願　　病気等やむを得ない事由により、引き続き３ヶ月以上修学することができない場合に提出してください。なお、半期以上休学する場合は、その学期分の学費が免除され、当該学期分に相当する在籍料を納入するものとします。
・復学願　　休学している学生が復学する際に提出してください。
・退学願　　退学する際に提出してください。

学生証に関すること

１．学生証について

学生証（ID カード）は、以下の３点で１式セットになりますので、必ず一式セットで携行し、登校時は守衛に提示してください。

・学生証（ID カード）

身分証明書となる大事なものです。皆さんが卒業するまで使用することになりますので、紛失したり、折り曲げたり、強い磁気に近づけたりしないよう注意してください。

・在籍確認シール

このシールは、毎年度４月に新しいシールを受け取り、更新することが必要です。その際、前の古いシールをはがしてから新しいものを貼付してください。

また、シールには、必ず現住所・学年を記入し、所属学科に〇印を付してください。学生証は､｢ID カード」に「在籍確認シール」が貼付してあり「氏名･学籍番号･現住所・学年・学科」の記載があって、初めて有効になります。不備があると、通学定期券の購入や「学生旅客運賃割引証」（学割）の使用ができません。不正に使用することは絶対に許されません。

なお､「通学定期乗車券発行控」欄の記載が一杯になったら、教務課にて新シールの交付を受けてください。

・学生証ストラップ

学生証、在籍確認シール、学是カードは配布しましたストラップのケースに収納し、大学構内にいる間は常に首に提げて携行するようにして下さい。

２．学生証再発行について

再発行手数料は、2,000 円です。申請後、翌日（土・日曜日、祝日を除く）に発行します。学生証の取扱いには、注意してください。

なお、学生証再発行申請の際は、顔写真の提出は不要です。

３．現住所の記載について

「在籍確認シール」には、必ず現住所を記載してください。引越し等で現住所が変わった場合には、直ちに教務課へ届出のうえ、新シールの交付を受け、新住所を記入してください。通学定期券は、大学の最寄駅と皆さんの現住所の最寄駅の通学区間しか購入できません。クラブ活動やアルバイト等の目的で、他区間の通学定期券を購入することはできません。

通学証明書

通学定期券の購入には、一般的には「学生証」と「在籍確認シール（学生証裏面に貼付された)」を駅の定期券販売窓口に提示することで購入できます。また、通学定期券は自宅最寄駅から大学の最寄駅までの区間に限り購入できます。ただし、一部の交通機関では、大学が発行する「通学証明書」の提出を求める場合があります（利用する交通

機関に確認してください)。その際には、教務課に申し出て「通学証明書」の交付を受けてください。なお、アルバイトやクラブ活動等のために通学定期券の購入を希望する人がいますが、通学の目的以外には使用できません。

学生カード

学生カードは、学生の不慮の事故等保護者・保証人へ緊急に連絡する必要が生じた場合、あるいは大学から学生に緊急に連絡する必要が生じた場合等に使用し、新入生全員に提出を義務づけています。教務課では、学生が学生生活を有意義に過ごせるように、この学生カードを活用しています。学生カードは在学中を通して利用されるので、変更があればその都度、教務課に申し出てください。

携帯電話番号の変更についても、随時申し出てください。カードの情報は目的以外には使用せず、厳重に管理されています。

住所変更に関すること

学生及び保護者・保証人の住所を変更することになった時には、必ず教務課で住所変更の手続きを行ってください。

自転車の駐輪登録

本学では、車やオートバイでの通学を禁止しています。実習・部活等でも使用は認めておりません。自転車については登録制をとっていますので、毎年度登録手続きが必要です。教務課にて登録を行ってください。なお、駐輪場については、学生便覧等を参照のうえ、所定の場所に駐輪するようにしてください。

奨学金について

本学では「(独) 日本学生支援機構奨学金」及び「日本獣医生命科学大学奨学金」等を扱っています。奨学金に関するお問合せは、教務課までお願いします。

◆(独) 日本学生支援機構　奨学金

・「貸与型」奨学金について

第１種奨学金（無利子貸与）

【自宅通学の場合】月額 20,000 円、30,000 円、40,000 円または 54,000 円

【自宅外通学の場合】月額 20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円または 64,000 円　※自宅通学の月額も選択できます。

第２種奨学金（有利子貸与）

月額 20,000 円～ 120,000 円（10,000 円刻み）

※獣医学科は、120,000 円に 20,000 円の増額が可能です。

・「給付型」奨学金（修学支援新制度）について

採用される区分に応じて、学校の設置者及び通学形態により定まる金額が振り込まれます。また、授業料入学金の免除・減額も受けることができます。

◆日本獣医生命科学大学　奨学金

家計が急変した場合などに対応するため、給付と貸与の２種類があります。条件等が違いますので詳細は、教務課へお問い合せください。

定期健康診断の実施について

毎年実施される定期健康診断は、必ず受診してください。これは健康な状態で学生生活を送るためであり、病気の早期発見・治療のための大切な機会です。受診に関して気になることがあれば、保健センターに相談してください。

健康診断証明書

定期健康診断を受診した学生は、健康診断証明書を発行することができます。教務課にて発行申請用紙を受け取り、所定事項を記入後、交付手続料（１通 200 円）を添えて経理係（会計窓口）へ申し込んでください。交付は､申込日の翌事務取扱日となります。

学割の発行

「学校学生生徒旅客運賃割引証」（学割）は、JR を利用して片道 100 キロメートルを超えて乗車する場合に使用できます（普通旅客運賃の２割引)。１回の発行は４枚までですが年間の使用枚数に制限はありません。証明書自動発行機より発行してください。

キャリア支援について

教務課（キャリア支援相談室）では大切な将来の進路に向けてミスマッチを防ぎ、選択肢を広げられるように、就職・進路・資格取得等のキャリア支援を専任のキャリアカウンセラーが学生一人ひとりに合ったアドバイスとサポートを行っています。

就職活動に関する各種専門書、企業の会社案内や求人票、公務員や各種団体の資料等豊富な就職活動の参考書を取り揃えています。１年次のうちから相談･利用が可能です。

教室の貸出に関すること

ゼミやサークルのミーティング等で、講義室（実習室を除く）を使用したい場合は、大学ポータルから申し込んでください。授業や実習・学事で使用する場合を除いて、１週間前から貸し出ししています。アリーナ等の体育施設を使用したい場合は、教務課に申し出てください。

また、動物医療センター内は飲食厳禁となっています。その他 PC 室等ではスリッパの使用が義務づけられていますので、注意してください。詳細は各教室の掲示・貼紙等で確認ください。

心と体の健康について

1．学生相談

大学生活の中で出会う様々なことについて、話し合い、相談できるところです。勉強のこと、進路のこと、人間関係の悩み、大学への要望について本学の教員が相談に応じています。そのほかにも学生生活全般や家庭の問題等、どんなことでも相談してください。

学生相談室（E 棟 1 階）：公認心理師・臨床心理士によるカウンセリング

・火曜日　10 時 00 分～ 17 時 00 分

・木曜日　11 時 00 分～ 18 時 00 分

・金曜日　13 時 00 分～ 19 時 00 分

教務課や保健センターを通して予約が可能です。

お昼の学生相談（E 棟 1 階　学生ホールほか）

・月曜日　学部長など大学首脳との面談・相談

・火曜日　２学年以上の担任との面談・相談

・水曜日　１学年担任との面談・相談

・木曜日　学生相談室の教員との面談・相談

・金曜日　本学の学生との面談・相談

なお、実施日や実施方法・担当者の詳細については、学生ポータルよりお知らせするとともに、E 棟 1 階学生ホールに掲示します。

2．保健センター（E 棟 1 階）

保健センターでは、看護師が常駐して以下の対応を行っています。また、校医による健康相談日を設け、必要があれば医療機関の受診を案内します。健康に関する気がかりや体調がよくない時は、気軽に利用してください。

【開室時間】月～金曜日 9 時～ 17時（昼休み原則 13時～ 14時）

【電話番号】0422-31-4151

【ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ】hoken@nvlu.ac.jp

【担 当 者】校　医：非常勤 1 名

看護師：常勤　1 名

＜対応内容＞

①応急処置

学内での負傷や急病時に手当をします。

②健康相談

校医の健康相談では、診療情報提供書（紹介状）が作成でき、医療機関の受診の際に持参すると初診料が減額される他、武蔵野赤十字病院の受診予約も可能です。看護師による相談は、開室時間内いつでもご利用下さい。

③健康診断

体温・血圧・酸素飽和度の測定や、アルコールパッチテストが受けられます。

④病院案内

「どの科を受診すればよいか」「大学周辺の病院がわからない」など困った時に医療機関の案内をします。

⑤救命法の普及

人工呼吸、心臓マッサージ、AED の使い方等、第一次救命処置および、止血法などの応急処置に関する知識・技術の提供をしています。定期的に講習会を開催していますが、随時質問にも対応します。

合理的配慮に関すること

障がいのある学生は、修学上の困難に対して大学に過度の負担を課さない程度で周囲の環境調整を行う「合理的配慮」を求めることができます。希望する学生は、教務課・保健センター・学生相談室にご相談ください。

病気入院・ケガ等保険に関すること

交通事故に遭った場合や、クラブ活動中等にケガをした、または入院した時には教務課へ連絡してください。

本学取り扱いの保険について

皆さんは入学すると同時に以下の２つの保険に自動的に加入することになります。授業中やクラブ活動中、学外実習中等における事故等適用される範囲は広いので、ケガをした時は教務課まで相談に来てください。

また、賠償保険にも加入していますので実習先等で賠償事故がおこった時など教務課へ連絡してください。

【加入保険】

学研災付帯賠償責任保険（A コース）（(財）日本国債教育支援協会）

接触感染予防保険（(財）日本国際教育支援協会）

学校契約団体傷害保険（損害保険ジャパン（株））

マイナンバー健康保険証（マイナ保険証）

従来の健康保険証は、2024 年 12 月以降新規発行は停止され、マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）を基本とするしくみに移行されています。ただし、移行後も、従来の健康保険証の有効期限まで（最長 2025 年 12 月 1 日まで）使用可能です。

医療機関を受診する際、いざというときに困らないために、保険証を備えるようにしてください。

日本獣医生命科学大学ソーシャルメディアガイドライン

1．本ガイドラインの目的

日本獣医生命科学大学は、以下を目的として、本ガイドラインを制定します。

- 本学の教職員及び学生等がソーシャルメディアを利用するにあたって留意すべき点をまとめ、それら示すことにより教職員及び学生等のソーシャルメディアの適切な運用を促すこと。
- ソーシャルメディアの不適切な利用（投稿など）が発信者の意図しない問題を引き起こし、利用者個人はもとより所属部署又は本学に対して否定的な影響を及ぼす可能性があるため、その発生を未然に防ぐこと。

2．ガイドラインの適用範囲

- 日本獣医生命科学大学の教員、職員、学部生・大学院生、研究生、研修生、留学生、研修獣医師、ポストドクター等（以下、教職員及び学生等とします。）を対象とします。
- 教職員及び学生等が公私にかかわらずソーシャルメディア上で情報を発信又は公開する行為に適用します。
- ソーシャルメディアとは、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS：LINE、X（旧Twitter）、Facebook、Instagram、YouTube、TikTok などを含む）、ブログ、掲示板・Ｑ＆Ａサイトなど、インターネット上で情報を発信・共有・拡散することにより形成される全てのメディアとします。

3．ソーシャルメディア利用指針

（1） 権利の尊重について

プライバシーや名誉、肖像権、著作権、商標権などの他者の権利や利益を不当に侵害すること、または他者を誹謗中傷することのないよう細心の注意を払いましょう。

（2） 法令等の遵守について

法令（海外においてはその国の法令）や国際法、本学が定めた各種規則などを遵守しましょう。

（3） ソーシャルメディアの特性と各メディア運用ルールの理解

ソーシャルメディアは公の場であるという意識を持ち、投稿した情報は様々な背景や考え方を持つ不特定多数の利用者の目に触れることを認識しましょう。また、各メディアによりＩＤ（実名・匿名）や情報開示範囲等の運用方法が異なり、また変更されることもあります。各メディアの利用規約や運用ルール・文化等を理解したうえで利用し、サービス提供側が定めた決まりを守りましょう。

（4） 情報の拡散性について

発信した情報は様々な形で拡散される可能性があり、事後のコントロールは困難で、一度公開された情報はインターネット上で完全には削除できません。このことを理解し、投稿する内容に責任を持ちましょう。

（5） プライバシーの保護について

自分のプライバシー保護に気をつけましょう。第三者の個人の特定につながる情報を発信する場合は、相手の同意を得たうえ、自身の発信する内容によって他人のプライバシーを侵害しないように気をつけましょう。

（6） 情報の影響力の考慮と誤解の回避について

一人ひとりの情報発信が社会に対して少なからず影響を与えることを十分に認識し、正確･的確な情報の発信に努め、誤解を招くことのないように注意しましょう。また、発信した情報に誤りがあると分かった場合は、速やかに情報を訂正してください。

（7） 大学に関する内容の免責について

本学に関連する発信内容の場合には、個人的な見解であり、大学の見解や発表を示すものではない旨の免責を明記しましょう。また、個人の発言により、他者に与えるイメージが、本学全体のイメージに大きな影響を及ぼす可能性があることを忘れないでください。

（8） 機密情報の取り扱いについて

本学で知り得た守秘義務を要する情報、意思決定の過程にある未公開情報等の取扱いに注意しましょう。

4．見直し・改定

本ガイドラインは、必要に応じ適切な見直し及び改訂を行います。

SNS 利用マナーについて

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、LINE、X（旧 Twitter)、Facebook、Instagram、YouTube、TikTok などのネットワークサービスのことです。

SNS は便利なツールですが、大きなリスクもあります。不注意な書き込みが、想像以上の影響を及ぼし、大きなトラブルを引き起こすケースが後を絶ちません。

一度ネット上に公開してしまった情報は、削除したとしても、取り返しがつきません。

また、無断で写真を使用することは犯罪になります。以下の利用マナーに注意し、安全に利用してください。

1．他人のプライバシーを侵害しない

友人とのプライベートな写真を軽い気持ちで投稿していませんか？

他人の「個人情報」を含む内容を許可なく公開するとプライバシーの侵害にあたります。あなたの「個人情報」が広がってしまう恐れもあります。

2．法律に違反したり、モラルに反する内容ではないこと

ちょっとした発言が拡散し、取り返しがつかない状況になるケースも多くみられます。投稿した写真や発言が、マナー違反でないか、よく考えてみましょう。

3．不確かな情報に踊らされない

その情報は確かなものですか？ SNS 上にはでたらめな情報が拡散されていることもあります。あなたが発信した情報が他人に影響を与えることを自覚し、情報の

取扱いには十分に気をつけてください。

4．大学や実習先、アルバイト先の機密情報を公開しない

大学の実習やインターンシップ先での情報等、これくらいという気持ちで投稿した内容が「機密情報」にあたり、守秘義務違反や誹謗中傷につながるケースが増えています。 知り得た情報をむやみに発信してはいけません。

5．SNS は公共の場、他人の迷惑とならないこと

SNS は公共の場です。社会的ルールを守らなければ、他人に迷惑をかけたり、自分の個人情報が晒され、最悪の場合犯罪となる可能性があります。

あなた自身が「発信者」であるという自覚を持ちましょう。

ハラスメントについて

本学では、以下のとおりガイドラインを制定し、ハラスメントに関して教職員に十分周知して、発生防止に努めていますが、万一不快な行為を受けた場合、あるいはハラスメントに起因した問題で悩んでいる場合、その他ハラスメントについて相談したい場合は遠慮なく教務課に来てください。また、本人だけでなく保証人や友人からの相談も受け付けます。

日本獣医生命科学大学ハラスメント防止に関するガイドライン

1．ガイドラインの目的

日本獣医生命科学大学は、すべての学生及び教職員等が個人として尊重され、ハラスメント等の人権侵害のない、安心して就学･就労ができる環境を維持することを目的として、このガイドラインを制定します。

2．本学の基本姿勢

大学において快適な環境を維持するためには、学生、教職員が互いに個人の尊厳を尊重し、学修・教育・研究・就労を行うことが必要となります。

日本獣医生命科学大学は、そういった大学としてあるべき姿を阻害してしまうハラスメント行為を断じて許しません。すべての学生、教職員が相手の立場や気持ちを考え、人格を認め合うことは、快適なキャンパスライフを送る基本となるからです。

本学は、快適な学修・教育・研究・就労環境を維持するために、ハラスメント発生の防止や問題解決に取り組みます。

3．ハラスメントの定義

ハラスメントに該当するかは、相手がその言動をどのように受け止めたか、その言動が行なわれることになったいきさつ、状況等も踏まえ判断されます。とくに相手の意に反した行為で就学・就労に不利益をもたらし、環境を害し、また、個人の尊厳や人格を侵害する場合は、ハラスメントに該当する可能性が高くなります。

ハラスメントを防止するために、学生、教職員がハラスメントについて正しい知識と共

通の認識を持つことが必要不可欠となります。

《アカデミック・ハラスメント》

教育・研究の場において立場の強い者がその立場を利用して立場の弱い者に対して行う嫌がらせを指します。また、嫌がらせを意図した場合はもちろんのこと、職務上の上位にある者が意図せずに行った発言・行動が相手に対して強い不快感や恐怖心を与えた場合も該当します。

アカデミック・ハラスメントとなり得る具体的な例：

- 正当な理由なく研究・教育上の指導を一切しない。
- 教育や指導の範囲を超えて、厳しく叱責する。
- 適切な指導のないまま、締め切り直前に論文の書き直しを命じたり、常識的に不可能な課題の達成を強要する。
- 学生や部下が持ってきた原稿や提出物を受け取らない、きちんと読まない、直接的なコミュニケーションを拒否する。

《セクシュアル・ハラスメント》

本人が意図する、しないに関係なく、相手に不快感を与え、相手が自身の尊厳を深く傷つけられたと感じる性的発言・行動が該当します。

セクシュアル・ハラスメントとなり得る具体的な例：

- 不必要な身体への接触をする。
- 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言をする。
- 相手の意に反して執ように交際を迫ったり、つきまとう。
- 不当な性差別意識に基づいた言動をする。

《パワー・ハラスメント》

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など職務上の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること、又はそのことにより職場環境を悪化させる行為が該当します。職務上の優位性とは、職位が上位にある者や組織上の上下関係はもちろんのこと、相手に対する実質的な影響力を持つ場合や、キャリアあるいは技能的に影響力を持つ同僚や部下の間にあっても成立します。

また、パワー・ハラスメントは職場だけでなく、先輩・後輩、上下関係や優位関係のあるゼミやクラブ活動などでも起こり得ます。

パワー・ハラスメントとなり得る具体的な例：

- 人前で人格や尊厳を否定するような叱責をしたり、暴言を吐く。
- 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害をする。
- 仕事や情報を与えなかったり、孤立させる。
- 職務上の地位を利用して、必要以上に私的なことに立ち入る。
- ゼミ研究やクラブ活動等で特定の学生に必要な情報を意図的に伝えなかったり、故意に誤った情報を与える。

▪クラブ部活動等において伝統だからとして、本人の望まないことを無理強いする。

本学は、上記のハラスメントだけでなく、性別により社会的役割が分かれるという考えに基づく嫌がらせ（ジェンダー・ハラスメント）、飲酒の強要や酔ったうえでの迷惑な言動（アルコール･ハラスメント）､言葉や態度などによる精神的な暴力や嫌がらせ（モラル･ハラスメント）を含め、あらゆるハラスメントを認めません。

４．ガイドラインが適用される対象

日本獣医生命科学大学の構成員である学生（研究生、研修生、留学生、科目等履修生等を含む本学で教育を受けるすべての者）、教職員（専任教職員、客員教授、非常勤講師、嘱託職員、派遣職員、パートタイマー、臨時職員等本学に就労するすべての者）を対象とします。

ハラスメントが本学の構成員同士の間で問題になる場合には、大学キャンパス外においても適用されます。構成員と構成員以外の者との間に生じたハラスメントの場合にも、ガイドラインに沿って、可能な限りの対処をします。

５．ハラスメントを起こさないために

ハラスメントは、誰にでも起こりうる身近な問題です。自分では悪意がなく、指導における熱意や好意を表すつもりの言動だったとしても､相手はひどく傷つくこともあります。

ハラスメントは、相互の人格の尊重に基づいた信頼関係が築かれていれば防ぐことができます。

・日頃から、相手の立場を尊重した言動を心がけ、相手の人格を尊重する。
・相手が拒否したり、嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を繰り返さない。
・相手から常に意思表示があるとは限らないものです。その背景には教育上、職務上の地位や人間関係などの優位性が存在している可能性があることに注意し、拒否の意思表示がないことで、それを合意や同意と勘違いしてはいけません。指導・監督する立場の者は、常に意識することが必要です。
・自分の周囲のハラスメントを黙認してはいけません。ハラスメントにあたる言動にはできるだけ注意を与えるとともに、ハラスメントを受けている人をサポートしましょう。相談窓口は、被害に気づいた第三者からの相談に対しても開かれています。

６．ハラスメントの被害にあったと感じたら

・勇気を持って NO という意志を、言葉や態度で伝えましょう。
・ハラスメントと思われる行為について、日時、場所、どのようなことがあったかなど、記録をつけておきましょう。そうした記録は相談や申立ての際に役立ちます。
・相手に自分の意思表示ができずに、どうしてよいかわからない場合も、自分を責めたり、ひとりで悩まないでください。そのときは、信頼できる友人や教職員に相談するか、ハラスメント相談窓口に相談しましょう。

７．ハラスメント問題の解決方法

相談窓口（相談員）等は、相談者のプライバシーを厳重に守ります。相談は、第三者に相談内容が漏洩しないように十分配慮し、相談者の要望を踏まえた上で解決に向け取り組みます。なお、相談には、原則として複数の相談員が対応します。

① 相談・助言

相談者の立場になって問題解決の方法を共に考え助言します。

② 調整

ハラスメント行為をしたとされる者への注意喚起や関係する部署への問題解決に必要な措置の依頼を行います。

③ 調停

相談者がハラスメント行為をしたとされる者との話し合いを求める場合、両者の話し合いの仲介を行います。

④ 調査

調査が必要と判断された場合、調査委員会を設置します。調査委員会は、必要に応じて相談者やハラスメント行為をしたとされる者、関係者から聞き取りを行い、すみやかに学生部委員会又は倫理委員会に報告します。

⑤ 報告・具申

ハラスメントがあったと判断した場合は、その者に対して強く反省を求めるとともに、厳正な処分を含めた必要な措置をとるよう学長に具申します。

８．ハラスメントに対する相談窓口・問題解決の流れ

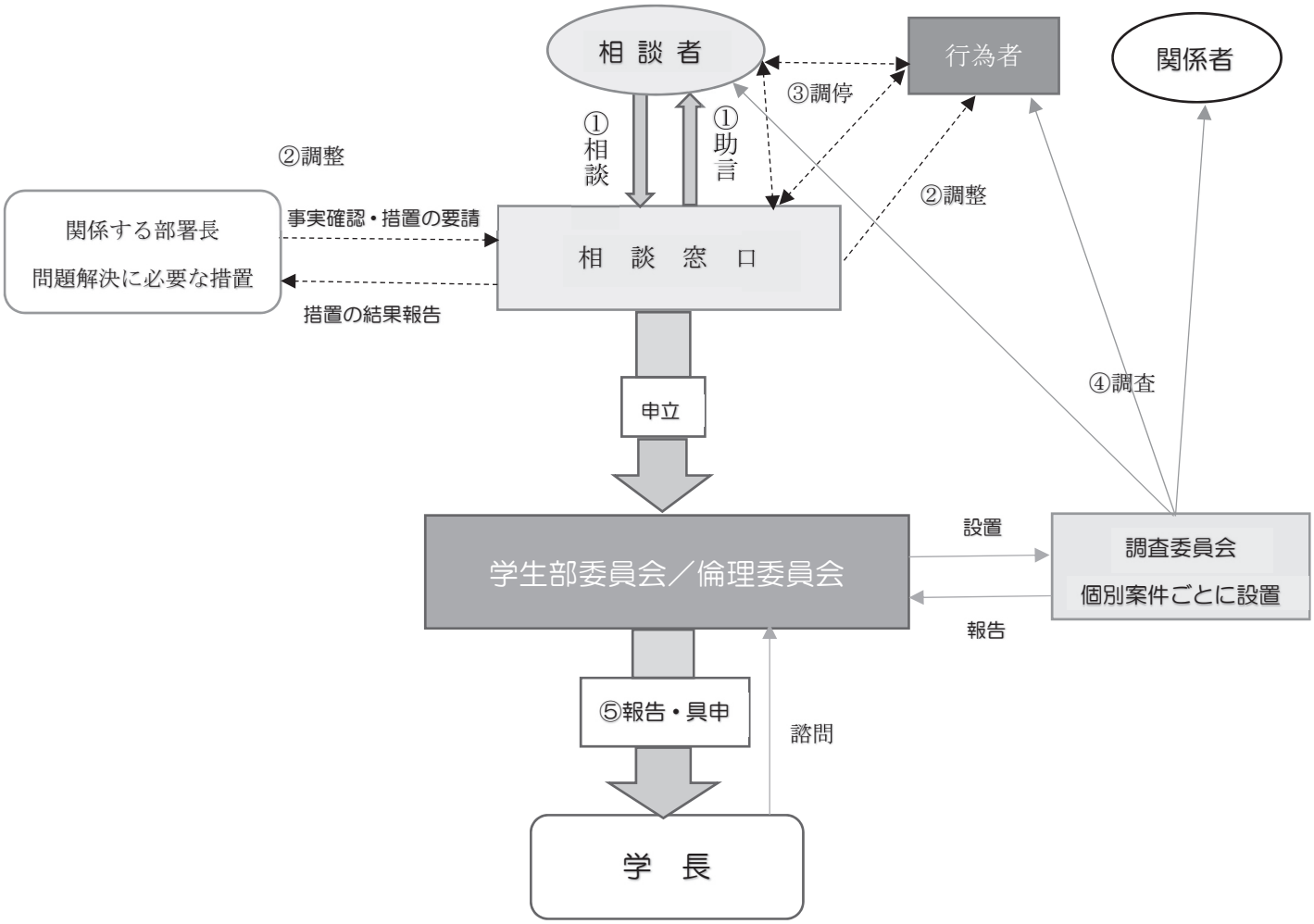
ハラスメントかもしれないと思ったら、ひとりで悩まずに、信頼できる友人や教職員に相談するか、下記ハラスメント相談窓口に相談ください。

また、精神的なダメージや、身体的な変調をきたしている場合には、保健センターに相談してください。

ハラスメント相談窓口は、以下のとおりです。

【相談窓口】

<table>
<tr><td rowspan="3">学
生</td><td>保健センター</td><td rowspan="3">E
棟
1
階</td><td>内線 5137</td><td>hoken@nvlu.ac.jp</td></tr>
<tr><td>カウンセラー
（学生相談室）</td><td colspan="2">火曜日 10 時 00 分～ 17 時 00 分
木曜日 11 時 00 分～ 18 時 00 分
金曜日 13 時 00 分～ 19 時 00 分</td></tr>
<tr><td>教務課</td><td>-</td><td>gakusei-2@nvlu.ac.jp</td></tr>
</table>



9．不利益取扱いの禁止

ハラスメントの被害を受けた者が、相談をしたことや、その事実関係の確認に協力した者が、ハラスメント行為者等から不利益な取扱いを受けることがあってはなりません。このような場合は、厳しく対処します。

10. 防止のために

倫理委員会は、本学の構成員である学生、教職員が、ハラスメント問題に対する意識を高めるため、防止のための啓発活動並びに研修の企画等を行います。

学内で相談することに抵抗を感じる人には､以下のように大学以外の相談窓口もあります。

公共機関の相談窓口

●差別やハラスメントに関する相談

みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）

【電話相談】0570-003-110

【受付時間】平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分(祝日･年末年始を除く)

●配偶者、交際相手からの暴力（DV）に関する相談

東京ウィメンズプラザ
女性のための悩み相談（電話・面接（予約）相談）
【電話相談】03-5467-1721
【受付時間】毎日 9 時～ 21 時（年末年始を除く）
男性のための悩み相談（電話・面接（予約）相談）
【電話相談】03-3400-5313
【受付時間】月・水・木曜日　17 時～ 20 時
土曜日　14 時～ 17 時
（祝日、年末年始を除く）

感染症に関する対策について

（1） 出席停止となる感染症

医療機関にて、以下のような感染症と診断された場合は、学校保健安全法にもとづいて一定期間の出席停止となります。他の人に感染させないために、登校せずに速やかに電話で保健センターに連絡してください。

なお、これらの疾患は予防接種で防げるものも多くあります。詳細は、かかりつけ医、または保健センターに相談してください。

代表的な感染症

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

※この他の感染症に罹患し、対応がわからない場合は、保健センターに問い合わせてください。

（2） 感染症予防対策

感染症予防のためには正しい知識と最新の情報が必要です。国立感染症研究所ホームページなどを参考にしてください。

エイズ・性感染症の正しい知識と予防

社会では、性を商品化した情報の氾濫、サイトを通じた犯罪の増加をはじめ、望まない妊娠の末の若者の人工妊娠中絶、エイズ・クラミジアなどの性感染症等、性に関する問題が起きています。自分や大切な人を守るために、正しい知識を学び、実行してください。

また、東京都内保健所や検査室では、匿名･無料で性感染症検査を受けることができ、専門の相談員に相談することができます。

○東京都新宿東口検査・相談室　WEB 予約あり
予約電話番号：050-3801-5309
受付時間：月～金曜日15時～ 20時

土・日曜日13時～ 17時（祝日を除く）

海外渡航時の確認事項と提出書類

出発前に必ず、外務省ホームページ等により現地の感染症や治安などに関する安全情報を確認し、渡航先によりワクチン接種の指示があれば、従ってください。

また、特に海外実習による渡航時には、教務課窓口に「海外渡航届」を提出してください。

本学では、外務省が提供する海外安全情報の無料配信サービス「たびレジ」への登録を推奨しています。「たびレジ」への登録により、海外安全情報の無料配信や渡航先での緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます。

事件等への対策について

事件等は学外での遭遇のみならず、学内においても学外侵入者による窃盗事件が起きる等、様々なことが想定されますので、以下のことを参考にしてください。

１．被害にあわないための注意事項

・暗くて人通りの少ない場所は避ける。
・危険を感じたら、逃げる、大声を出す。
・不審者には関わらないようにする。
・夜間は一人で出歩かない。
・高価な自転車で通学しない。
・貴重品は常に持ち歩く。

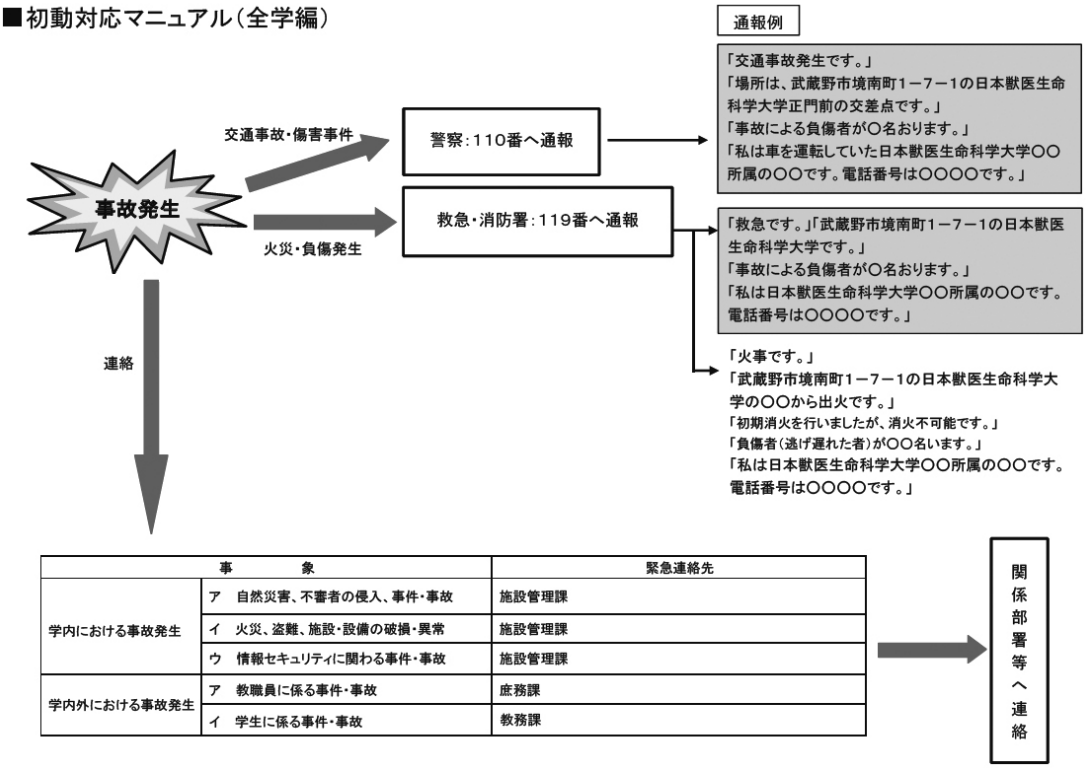
２．被害にあったら

学外で被害にあった場合…警察（110 番）または救急・消防署（119 番）に通報し、加害者・被害者の情報や状況を伝える。

学内で被害にあった場合…時間帯により、以下のとおり学内部署に連絡する。

【電話番号】 0422-31-4151
【連 絡 先】 月曜日～金曜日８時30分～ 17時00分……教務課（E 棟１階事務室）
月曜日～金曜日その他時間帯、土・日曜日、祝日……守衛室（本館１階）

■初動対応マニュアル（全学編）



事象		緊急連絡先
学内における事故発生	ア　自然災害、不審者の侵入、事件・事故	施設管理課
	イ　火災、盗難、施設・設備の破損・異常	施設管理課
	ウ　情報セキュリティに関わる事件・事故	施設管理課
学内外における事故発生	ア　教職員に係る事件・事故	庶務課
	イ　学生に係る事件・事故	教務課

３．海外において事件や事故にあったら

海外実習等において事件や事故にあった場合は､教務課まで連絡してください。なお､引率教員がいる実習の場合は、すぐに相談し、その指示に従ってください。

４．加害者には絶対ならないこと

事件により逮捕された場合、懲役や罰金が科される場合があります。また、犯罪行為を行った学生は、学内においても処罰の対象となります。

【罰則の一例】

①放置してある自転車（他人の所有）を許可なく利用した

⇒占有離脱物横領罪で 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金若しくは科料

②万引き、引ったくり

⇒窃盗罪で 10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

③痴漢・盗撮

⇒刑法の強制わいせつ罪（6 月以上 10 年以下の懲役）や、性的姿態等撮影罪（3 年以下の拘禁刑または 300 万円以下の罰金)、各都道府県の迷惑防止条例違反（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金、常習の場合は 1 年以上の懲役又は 100 万円以下の罰金）

交通事故に関する注意事項と対策

自動車やオートバイ等を運転する際、充分に注意をしていても事故に遭うことがあります。その場合は、事故後の措置・処理が重要となります。加害者・被害者の区別なく、速やかに警察に連絡をしてください。

また、近年では賠償金の金額は増加傾向にあります。示談交渉は、本人同士で行わなければならない他、万が一のときは家族や親族にも影響を与えることとなります。賠償保険については、内容をよく確認して任意加入の検討をしてください。

なお、本学では、正課中や登下校中の事故について賠償保険に加入していますが、別に本学内の生活協同組合でも取り扱っています。入学時に加入していない場合は相談してください。

なお、本学では車やオートバイでの通学を禁止しています。実習・部活等でも使用は認めておりません。

１．交通事故防止のための注意事項

交通法規・マナーの遵守が原則です。飲酒運転、スマートフォンや携帯電話の使用、よそ見・わき見、スピードの出し過ぎ、シートベルトの非着用などは絶対に行わないでください。

また、疲労時や風邪薬の服用時などは眠気を誘引しやすいので運転はしないでください。

これらの違反時の事故は、人命を奪う大きな事故に繋がる可能性が高くなります。他人の人生だけでなく、自分の人生も変えてしまう重大な事項であることを認識してください。

２．もし事故が起きたら

以下のとおり対応してください。なお、事故後にトラブルを生じて困った場合は、教務課まで相談してください。

①けが人を救助して、救急車を呼ぶ。（119 番）
②自動車等を安全な場所に移動するなど、危険防止の措置をとる。
③警察へ通報する。（110 番）
④事故状況の記録と相手の確認をする。
⑤自動車保険に加入している場合、保険会社に連絡する。

３．自転車事故について

自転車は、道路交通法により車両の一種です。自動車より意識が希薄になりがちですが、基本的な事故対応や違反行為・損害賠償は、自動車と同様となります。自転車事故では、特に車道通行時の信号無視、歩道から車道へ走路を変えるときの事故が多く発生しています。交通法規・マナーを遵守し、注意して運転をしてください。

なお、対処に迷った場合は、教務課に相談してください。

悪質商法・詐欺等への対策について

学生生活を送るなかで、消費生活に関する様々なトラブルが生じることがあります。甘い勧誘や話に注意し、被害にあわないことはもちろん、自らが加害者とならないよう注意してください。

もし、被害にあったり、困ったときは、1人で悩まず、近くの消費生活センターや教務課に相談してください。

○（独）国民生活センターホームページ
http://www.kokusen.go.jp/map/index.html

東京都消費生活総合センター
〒162-0823　東京都新宿区神楽河岸1-1　セントラルプラザ15～17階
【電話番号】 03-3235-1155
【相談時間】 月曜日～土曜日　9時00分～17時00分

1．悪徳商法等の種類

以下は一部の例にすぎません。実際に本学でも、オレオレ詐欺やパチンコ攻略法詐欺、セミナーへの勧誘でクーリングオフをおこなった例があります。

①アポイントメント商法
突然、電話やハガキなどで『あなたが選ばれました！』などといって呼び出し、いろいろ特典があると言って高額商品を売りつける。

②マルチ商法、マルチまがい商法
『商品を買う人を紹介すると、多額のマージンがもらえます！』などといって、多量の商品を売りつける。

③キャッチセールス
人通りの多い路上等で、『アンケートに答えてください』などと言って近づいて、喫茶店などに誘って高額商品を売りつける。

④無料体験商法（エステ等）
『脱毛無料』などと言って誘い、高額・長期間の契約をさせる。

⑤なりすまし詐欺（オレオレ詐欺）
電話を通じ、学生本人又は親族がトラブルを起こしたと信じ込ませ、示談金などを振り込ませる。

⑥架空請求詐欺
なんらかのサービスの利用料金が未払いであると通告し、お金を振り込ませる。

2．クーリング・オフ制度について

クーリング・オフとは、合法な契約であっても、一定期間であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。契約書面を受け取った日を含めて８日以内（マルチ商法や内

職の場合は 20 日以内）であれば一部を除き、無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができます。

また、損害賠償や違約金を支払う必要はありません。支払った現金は全額返金され、商品を受け取っている場合は、その引取りに必要な費用は業者負担になります。

ただし、以下の場合はクーリング・オフの対象となりませんので注意してください。

・クーリング・オフの期間を過ぎてしまった場合
・健康食品、化粧品および履物等の消耗品を使用したり、一部を消費した場合
・購入者がセールスマンを呼び寄せた場合
・営業所で契約した場合（アポイントメント商法やキャッチセールスで、営業所に連れて行かれ契約した場合は除く）
・3,000 円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合
・通信販売で購入した場合
・車を購入した場合

３．クーリング・オフの手続き方法

手続き時は、書面（はがき可）または電磁的記録で行います。書面の場合、契約解除を通知する書面（ハガキ等）を作成し、「特定記録郵便」または「簡易書留」など記録が残る方法で契約相手に送付してください。このとき、証拠として必ず文書のコピーを取ってください。電磁的記録で行う場合、送信したメールやウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットを保存してください。

クレジット契約をしている場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。なお、はがきのコピーと郵便局の受領証は、5 年間大切に保管してください。

詳細は（独）国民生活センターホームページから確認してください。

４．被害にあわないために

悪質業者は、身分を偽ったり、販売の意図を隠している場合があります。パチンコや競馬などの攻略法を教える詐欺も多数報告されていますが、簡単に儲かる話はありません。業者が口で言うことと契約書の内容は異なることが多くあるため、契約は慎重に行い、その日のうちにサインをすることは止めましょう。

なお、少しでも不審に思ったら、相手のペースにはまらずに話を打ち切って、はっきりと断る意志を示してください。また、家の中には絶対に入れないでください。

しつこいときは、警察に連絡（110 番）をし、恐怖を感じた場合は、すぐに逃げてください。

反社会的カルト宗教団体への注意

カルト系集団のほとんどは、自分たちの宗教団体名を名乗った勧誘は行いません。学内外で、スポーツやボランティアのサークルと称して様々な団体が入会を勧誘することが考えられます。

これらの団体のなかには、「サークル」等を装って、カルト宗教団体への入会を勧め

る不審者がいます。カルト宗教団体の手口は巧妙で、心の隙間をついてマインド・コントロールに乗せられてしまいます。

１．勧誘の手口

最初は「宗教」「教会」等の内容を明かさずに、ハイキング、バーベキューパーティー、スポーツ大会などの楽しい活動や自己啓発セミナーなど役に立ちそうな活動に誘ってきます。その内事務所や教会等に連れて行かれ、相談に乗るようなふりをしながら、知らず知らずのうちにマインド・コントロールされてしまいます。

また、親しい友人や、アパート等の隣人などから気さくに集会やパーティーなどに誘われたことがきっかけで、勧誘されるケースもあります。

２．反社会カルト宗教団体の特徴

カルト宗教団体に入会すると、団体の考え方や規律が正しいと思い込まされ、自分で判断しているつもりでいながら、実は団体の意思どおりに動かされてしまいます。

皆さんの貴重な学生生活が台無しになるばかりでなく、大切な家族との関係も絶たれるなど、皆さん自身の人格的な破壊をも招きかねません。

３．対処方法

以下のように対処し、「おかしい」と疑問を感じたとき、あるいは不審な団体と感じたら、すぐに警察の相談窓口または教務課に連絡してください（匿名可・秘密は厳守されます）。

・主催者や講演者のはっきりしない勉強会や講演会には参加しない。
・名前や電話番号、住所等をむやみに教えない。
・おかしい団体であると感じた時には、直ちに「NO !」と勧誘を断る強い意志を持つ。
　あいまいな態度が一番事態を複雑にするので注意してください。
・友人や家族などの誰かに相談し、「自分は勧誘されても引っかからない」と過信しない。
・団体の言うことだけが正しいなどと、情報操作・情報規制を感じたらすぐ逃げる。

闇バイトへの注意

「闇バイト」は、SNS 等の利用を通じて高額な報酬を示唆するなどして募集し、強盗・特殊詐欺等の犯罪に加担することを強要するものです。バイトという用語を使用していますが、犯罪です。アルバイト感覚で関わると取り返しのつかない結果を招くことになりますので、アルバイトを探す際には注意してください。

公共機関の相談窓口

◯ヤング・テレホン・コーナー　03-3580-4970
◯武蔵野警察署　0422-55-0110

災害等への対策について

１．地震

東日本大震災以降、再び大規模な地震が起こることが予想されています。常日頃から地震に対する心構えが必要です。

①地震の発生に備えて

日頃より、以下のような対策を心掛けてください。

・健康保険証や大事なものは、すぐに持ち出せるように一箇所にまとめておく。
・２つ以上の異なる避難経路を決めておき、自分の住んでいる地域の避難場所を確認しておく。
・部屋の中の家具や物品等が転倒しないように、止め具等を使用して固定措置を行う。
・本棚などの重いものは、中が崩れ落ちないようにしっかり留める。
・消火器、消火栓、火災報知器等の設置場所などを確認しておく。
・廊下や出入口、階段などには避難の妨げになるようなものを置かない。

②地震が発生したら行うこと

慌てず、自分の身を守ることを考えてください。

・室内にいる場合は、落下物・転倒物から、特に頭部を守る。
・机やテーブルの下に隠れる。または、壁や柱の近くに身を寄せる。
・ドアを開けて、非常脱出口を確保する。
・あわてて外に飛び出さない。
・エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められた場合は、非常ボタンを押して救助を待つ。

③揺れがおさまったら行うこと

・火元を確認する。
・電気器具のプラグをコンセントから抜く。
・倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置をする。
・負傷者がいたら救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。

＜＜学内にいた場合＞＞

学内の一次避難場所として、第一校舎では中庭、第二校舎では馬術部馬場へ、落ち着いて避難をしてください。なお、授業中に発生した場合は、担当教員の指示に従ってください。

安全が確認された後、交通機関の影響等により帰宅不能となった場合、アリーナ（A棟２階）を開放します。慌てず、交通網の復旧を待ってください。

なお、心体等の不調を感じた場合は、１人で我慢をせず、近くの人に声をかけましょう。

④翌日以降の授業措置

交通機関の不通が発生している場合は、本冊子 P.10【トラブル発生時の授業への対応】Ⅱの基準により対応します。

※詳細は、大学ポータルやホームページからのお知らせを確認してください。

⑤災害時の安全確認方法

	災害用伝言ダイヤル	「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。 （固定電話と携帯電話やPHS、050IP電話を含めたIP電話の電話番号でも登録可能） https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/
	災害用伝言板Web171	インターネットを利用して、安否などの情報をテキスト・音声・画像で登録・確認する。 ※「（災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（Web171）」で相互に登録したメッセージを文字と音声で相互安否を確認することが可能 https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/
	スマートフォン用 災害アプリ	各携帯電話会社の運営するアプリをダウンロードすることにより、「携帯電話の災害用伝言板」を簡単に利用できます。 詳細は、利用している携帯電話会社のホームページより確認してください。
	Googleパーソン ファインダー（安否確認）	災害時において友人や家族の安否の確認ができるWebサービス https://www.google.org/personfinder/japan

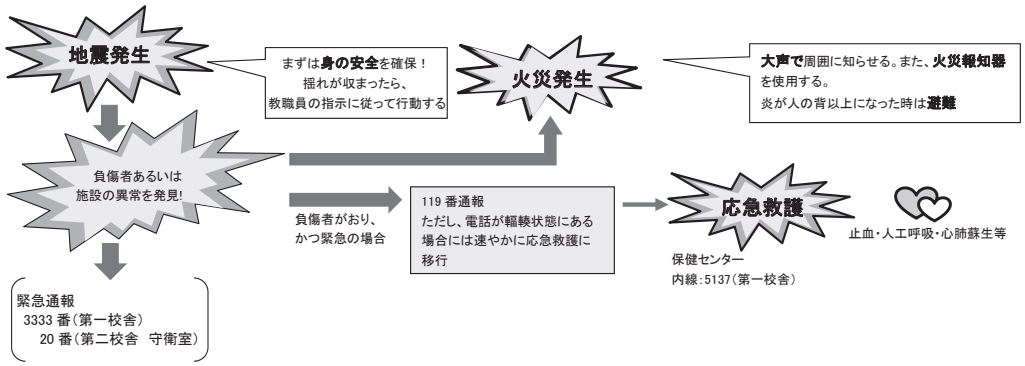
２．台風・水害

強風や大雨、停電に対する対応が必要となりますので、テレビやラジオ、インターネット等の情報に注意し、緊急避難に対応できる体制を整えること、携帯ラジオや懐中電灯等を用意しておくことが必要です。

授業措置については、本冊子 P.10【トラブル発生時の授業への対応】Ⅱの基準により対応します。

※詳細は、大学ポータルやホームページからのお知らせを確認してください。

■地震対応マニュアル（全学編）



３．火災・急病等

火事や急病、大けがなどをしたときは消防署（119 番）に電話して以下の対応を行っ

てください。

なお、公衆電話を使用する場合は、受話器をあげてから電話機の前面の赤いボタンを押し、119 番をダイヤルします（赤いボタンがない場合は、受話器をあげてすぐ、119 番をダイヤルしてください)。(通話料金は無料)

＜＜学外で発生した場合＞＞

・119 番にダイヤルして消防署につながったら､火事か救急(急病か大けが)かを伝える。
・住所などを聞かれるので、できるだけ正確に伝える。
・急病や大けがの場合は、病状や状態をできるだけ詳細に伝える。
・火事の場合は消防車が、救急の場合は救急車が、あなたの伝えた場所にサイレンを鳴らしながら来ます。サイレンが聞こえたら道路などに出て合図をしてください。

＜＜学内で発生した場合＞＞

・学内で火事を発見した場合は、大声で周囲に知らせるとともに、火災報知機を作動させ、内線電話で 3333 番（第一校舎）または 20 番（第二校舎）へ緊急通報連絡を行ってください。また、近くにいる教職員・学生等の協力を得て、消火器を使用する、あるいは水をかけるなどをして初期消火に当たってください。ただし、身の安全を第一に行動してください。
・学内で急病やけがをした場合は、保健センターに連絡し、手当てを受けてください。なお、17 時以外の時間帯は、内線電話で 3330 番（第一校舎・24 時間）に連絡し、救急車を呼ぶ（119 番に電話）などして病院で手当てを受けてください。救急車を呼んだ場合は、内線電話で 3330 番（守衛室）に連絡し、救急車を呼んだことを伝え、誘導を依頼してください。

薬物乱用防止について

薬物乱用の違法性、恐ろしさについて、改めてその危険性を認識してください。薬物といわれるものは、シンナー、覚せい剤、大麻、マジックマッシュルーム、違法・脱法ドラッグなどがあります。現在、これらの薬物に対する意識の変化や入手しやすくなっている背景から、乱用者が低年齢化・拡大しています。

薬物の乱用は、家族、友人、そして自分自身の全てを失うことになる行為です。決して甘い言葉に惑わされてだまされることのないよう、また興味本位で服用することのないよう、断固として拒否してください。

もし、友人が強要されて困っている、または薬物依存に陥っている場合は一人で悩まず、担任、教務課、保健センター、学生相談室等にいつでも相談に来てください。

なお、以下の相談窓口では、本人からだけでなく友人、家族など第三者からの相談も受け付けており、予約制の面接相談も可能です。こちらに相談することで警察に通報されることはありません。無料の相談であり、個人の秘密は厳守されます。

○東京都立精神保健福祉センター
○東京都保健所
○あやしいヤクブツ連絡ネット

学生飲酒の基本原則について

日本獣医生命科学大学は、学生個人の自由と尊厳、安全と健康を守る環境を維持・推進することを目指し、その妨げとなる不適切な飲酒を認めません。本学では学生の飲酒に関して以下の基本原則を定めます。

1．未成年者（20 歳未満）の学生に対し飲酒を勧めない、勧められても飲まない。
2．成年者であっても飲酒の強要をしない。
3．一気飲みをしない。
4．大学構内での飲酒をしない（大学内の手続きを終え、教職員同席のもと研究室もしくは食堂での実施許可を得たものを除く）。
5．飲酒運転（自動車・バイク・自転車等）をしない。
6．他人に対する迷惑行為をしない。
7．万が一、飲酒による体調不良者が出た場合は、絶対に一人にしない。
責任をもって介抱（衣服を緩め、横向きに寝かす等）に努め、声をかけたり、身体をゆすっても反応せず、急性アルコール中毒の疑いが出た場合は直ちに救急車を呼ぶこと。

喫煙について

健康増進法の施行に伴い、学内では建物内（食堂等含む）での一切の喫煙を禁止し、建物外でも所定の場所以外では終日厳禁とします。

アレルギーについて

食物・薬物・動物などに対するアレルギー反応対策の為に、アナフィラキシー補助治療剤（エピペン）を携行している場合は、事前に保健センターに連絡してください。

半自動体外式除細動器（AED）について

人は突然心臓の痙攣をおこすことがあり、これを「心室細動」と言います。この状態に陥ると、心臓は全身に血液を送り出すことができず、意識を失い、5 分後に救命率が半減します。

AED は、自動的に心室細動か否かを判断し、その状態にある場合、心臓に電気ショックを与えることで、心臓を正常な拍動に戻す器械です。緊急時に誰でも使用することができ、学内では、第一校舎本館入口・E 棟入口、第二校舎入口、富士セミナーハウスに設置されています。

ゴミの分別について

学内にも所々掲示してありますが、ゴミ出しは分別が必要です。最初は面倒かもしれませんが、環境問題の解決の一助になる事柄ですので積極的に取り組んでください。

落し物・忘れ物について

落し物や拾い物の取り扱いは教務課で行っています。なお、貴重品以外の拾得物はＥ棟１階学生ホールの陳列棚に展示してありますので、心当たりの場合はまずそちらを確認し、自分の物が見つかった場合には教務課に連絡して引き取ってください。

クラブ活動

本学には現在約 50 の公認クラブがあります。これらには、体育会（10 団体所属）、文連会（７団体所属）およびサークル等があり、４月初めに開催される新入生歓迎会等において各クラブの紹介が行われる予定です。また、掲示板（クラブ等）に掲示されている各クラブの勧誘のチラシ等を見て、興味を持てそうなクラブに問い合わせてみてください。クラブ活動によって皆さんの本分である学業に支障を来さないよう、入部にあたってはクラブ担当者等と十分に話しあってください。

大学祭・体育祭について

本学では、毎年 10 月に体育祭、11 月に大学祭が、学生主体で開催されています。

学生自治・学生総会に関すること

本学の学生自治活動は、日本獣医生命科学大学学友会が中心となって運営されています。本会は本学学生全員をもって組織され、学友会執行委員長によって年２回の学生定期総会が招集されます。

アルバイトについて

アルバイトは本来奨励するものではありませんが、アルバイト収入が不可欠である学生も多いことから、求人のうち本学学生にふさわしいものを選択して皆さんに紹介しています。詳細はＥ棟１階学生ホールの閲覧棚にファイルがあります。

盗難について

更衣室・部室等での盗難や、ロードサイクルなど高額な自転車が盗難されたケースが報告されています。

物品の管理については、大学で責任を負えませんので各自で管理をしてください。

日本医科大学　武蔵境キャンパスについて

第一校舎Ｅ棟２・３階には、同一法人日本医科大学　医学部１年次学生が通う武蔵境キャンパスがあり、本学学生と学内の各施設を共同利用しています。

カリキュラム上、各大学の授業時間帯が異なるため、特にＥ棟は互いに配慮・協力のうえ、利用してください。

（注意） この冊子の記載事項は、大学学事運営上、年度途中で変更されることがあります。大学学事は、各年度計画に基づき運営されますので、本紙記載のとおりでないこともあります。各事項については学生ポータルなどにより情報を再確認してください。



日本獣医生命科学大学
NIPPON VETERINARY AND LIFE SCIENCE UNIVERSITY

学校法人　日本医科大学
日本獣医生命科学大学

TEL　0422－31－4151（代）
URL：http://www.nvlu.ac.jp